

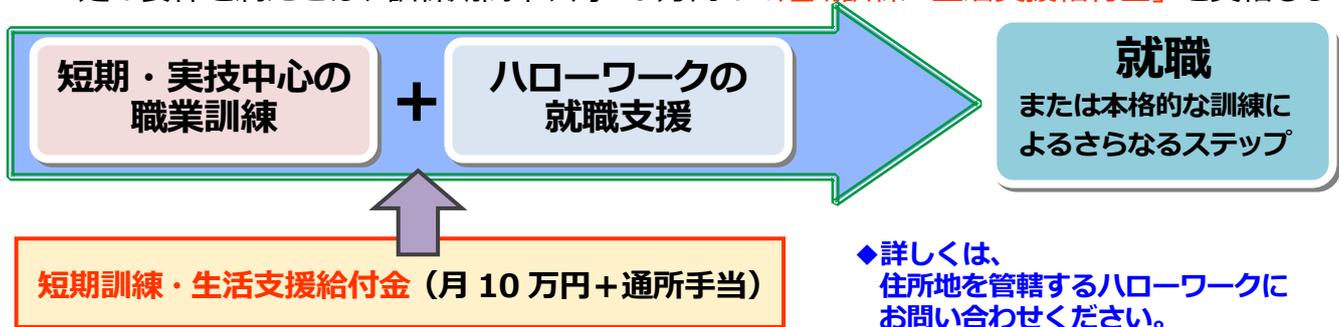
## 雇用保険を受給できない求職者の皆さまへ

# 短期間の職業訓練で実技を身に付け、 就職を目指そう!

雇用保険を受給できない方で、就業経験が少ない方や非正規での転職を繰り返している方などを対象とした、従来よりも短期間の職業訓練（短期訓練）が始まります。短期訓練で、実技を身に付け、早期の就職を目指しましょう。

<短期訓練のメリット>

- 「短期間（1～3カ月未満）の職業訓練」を原則無料\*で受講できます。\*テキスト代などは自己負担
- 訓練期間中も訓練終了後も、ハローワークが積極的に就職支援を行います。
- 一定の要件を満たせば、訓練期間中、月10万円の「短期訓練・生活支援給付金」を支給します。



### 短期訓練の受講が可能な方

短期訓練の受講が可能な方は、下記の全ての要件を満たす方です。

- 1 ハローワークに求職の申込みをしていること
- 2 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 3 労働の意思と能力があること
- 4 短期の職業訓練受講などの支援が必要であるとハローワークが認めたこと

上記4に該当する方としては、例えば、

- 訓練期間が長期にわたる等の理由から既存の求職者支援訓練や公共職業訓練の受講に踏み切れないでいる、
  - 長期間働いておらず過去にも就業経験がほとんどない、アルバイトなどの経験しかなく、短期間での離転職を繰り返している、
  - 地方公共団体などによる就労に向けた支援を受けている
- といった方を想定しています。

### 訓練コースの情報について

短期訓練の具体的な訓練コースに関する情報は、下記 HP をご覧ください。なお、短期訓練は一部の地域では実施されません。詳しくは住所地を管轄するハローワークにお問い合わせください。

- 株式会社東京リーガルマインド(関東・近畿・九州・沖縄ブロック) <http://www.tanki-kunren.com>
- ランゲート株式会社(東海・北陸ブロック) <http://www.langate.co.jp/st>



## ■ 「短期訓練・生活支援給付金」の概要

ハローワークの支援指示を受けて短期訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合、短期訓練・生活支援給付金（短期訓練受講手当と通所手当）を支給します。

### ◆支給額

- 短期訓練受講手当 : 月額10万円
- 通所手当 : 職業訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額（上限額あり）

\* 短期訓練・生活支援給付金の支給の対象となる訓練期間（支給単位期間）の日数が28日未満の場合は、どちらの手当も支給額を別途算定します。

\* 通所手当は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所経路・方法による運賃または料金の額となります。

### ◆支給要件（以下の全てを満たす方が対象）

- 1 本人収入が月8万円以下（\*1）
- 2 世帯全体の収入が月25万円以下（\*1、2）
- 3 世帯全体の金融資産が300万円以下（\*2）
- 4 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 5 全ての訓練実施日に出席している  
（やむを得ない理由がある場合でも、支給申請の対象となる各訓練期間の8割以上出席している）（\*3）
- 6 同世帯の中に同時に短期訓練・生活支援給付金、求職者支援制度の職業訓練受講給付金を受給して訓練を受けている人がいない（\*2）
- 7 職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給していない
- 8 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、短期訓練・生活支援給付金その他特定の給付金の支給を受けたことがない
- 9 過去に求職者支援制度の職業訓練受講給付金の支給を受けた求職者支援訓練等を受講修了又は就職を理由とした中途退校をしていない

\*1 「収入」とは、税引前の給与などの他、年金その他全般的収入を指します（一部算定対象外の収入もあります）。

「世帯全体の収入」は、事前審査において前年の収入が300万円以下であることを確認します。

\*2 「世帯」とは、本人のほか、同居または生計を一つにする別居の配偶者、子、父母が該当します。

\*3 「出席」とは、訓練実施日に全てのカリキュラムに出席していることをいいます。ただし、やむを得ない理由により訓練に遅刻・欠課・早退した場合、1実施日における訓練の2分の1以上に相当する部分を受講したものについては、1/2日出席として取り扱います。

### ご注意ください！

- 一度でも訓練を欠席（遅刻・欠課・早退を含む）した場合（やむを得ない理由を除く）は短期訓練・生活支援給付金は不支給となります。また、ハローワークの就職支援（訓練終了後の就職支援を含む）を拒否すると、以降給付金は不支給となります。
- やむを得ない理由による欠席であっても、8割以上の出席がない（上記支給要件5を満たさない）場合は、給付金は支給されません。

### ◆短期訓練の受講及び給付金の手続きについて

● 訓練の受講申込みや短期訓練・生活支援給付金の手続きは、住所地を管轄するハローワークで行います。

● 短期訓練・生活支援給付金は、ハローワークの支給要件の審査を経て、その審査結果に基づき中央職業能力開発協会で支給・不支給決定及び支払いを行います。そのため、ハローワークに支給申請を行ってから、振込みまでには通常2週間程度かかります。

なお、祝日、年末年始等に係る場合には、さらにかかることもあります。

## ハローワークへのご相談はお早めに！

訓練コースの選定や短期訓練給付金の手続きには、一定の期間を要します。

詳しくは住所地を管轄するハローワークへお問い合わせください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>